

福山市立駅家小学校PTA会則

(名称)

第一条 本会は、福山市立駅家小学校PTAという。

(事務局)

第二条 本会の事務局は、福山市立駅家小学校（以下「本校」という）内に置く。

(目的)

第三条 本会は、本校児童の健全な育成を図り、教育環境の充実整備協力し、会員相互の研修、教養を深め、合わせて、親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第四条 本会は前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

1. 教育上の諸問題につき、互いに研修すること。
2. 校外生活の指導に関すること。
3. 会員の研修、教養に関すること。
4. 教育環境の整備、充実に関すること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事項。

(会員)

第五条 本会の会員は、次のとおりである。

1. 本校の児童の父母、またはこれに代わる人
2. 本校の教職員

(役員並びに任務)

第六条 本会に次の役員、委員を置き、その任務は次の通りである。

1. 会 長 (1名) 本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副 会 長 (1名) 会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。
3. 幹 事 (若干名) 総務・庶務会計にあたる。
4. 監査委員 (2名) 会計を監査する。
5. 部会正副委員長 (12名) 各部の運営を推進する。
6. 地域委員 (若干名) 地域PTA活動を推進するとともに事業指導の業務を行う。
7. 地域正副委員長 (16名) 地域PTA活動を推進するとともに事業指導の業務を行う。
8. 学級委員 (各学級3名)
学級PTA活動の運営を推進する。並びに、学年PTA活動の運営を推進するとともに、教養部、広報部、厚生部の業務を行う。
9. 学年正副委員長 (その年度のクラス数)
学年PTA活動の運営を推進するとともに、教養部、広報部、厚生部の業務を行う。

(役員を選出)

第七条 役員の選出は次のとおりである。

1. 本部役員は、会長を選出する。
2. 会長、副会長、幹事（総務・庶務会計）、監査委員は本部役員により推薦し、総会で承認する。
3. 部会正委員長は、本部役員が担う。部会副委員長は各部で選出する。
4. 地域正副委員長及び地域委員は、各地域・学区外で選出する。
5. 学級委員は、各学級で選出する。
6. 学年正副委員長は、各学年の学級委員で互選する。
7. 本部役員は、各学年ともクラス数選出する。立候補者が各学年のクラス数を超える場合は、互選により決定する。但し、再任者を優先する。
8. 特別支援学級については、交流学級の中に含み、選出する。また、特別支援学級に在籍する児童の保護者については、他の兄弟を含め学級役員を免除とし、特別支援学級から除籍した場合は免除対象外とする。

（顧問及び参与）

第八条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

顧問並びに参与の任務及び選出は次の通りである。

1. 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。
2. 参与は、会長が委嘱し、会長を助け、意見を述べる。

（役員の任務）

第九条 役員の任期は1年とする。

ただし、再任は妨げないこと。並びに、任期が過ぎても後任者が決まるまでは、その職にあたる。

第十条 本会の会議は、総会、全体委員会、評議委員会、運営委員会、役員会、部会、学年会、学年委員会、学級会、学級委員会と、各々その長が招集し、また、構成員の3分の1以上の要請があれば、各々の長はその会を招集しなければならない。

第十一条 総会は、通常、毎年一回以上開き、次の事項を議決する。

1. 会務及び役員の承認。
2. 決算の承認と予算の審議。
3. 会則の変更。
4. その他、必要な事項。

第十二条 全体委員会は、学級委員、地域委員、教職員代表で構成し、必要に応じ、次の事項を審議するとともに、緊急な場合は議決する。

第十三条 評議委員会は、学年正副委員長、地域正副委員長、職員代表で構成し、次の事項を審議し決定する。

1. 全体委員会の委任を受けた事項。
2. その他、必要な事項。

- 第十四条 運営委員会は、会長、副会長、幹事、各正副部長、教職員代表で構成し、企画、運営を協議推進する。
- 第十五条 役員会は、会長、副会長、幹事で構成し、企画運営を推進する。
合わせて、主として、次の事項を協議する。
1. 総会に関すること。
 2. 会計に関すること。
 3. その他、必要な事項。
- 第十六条 部会は、教養部、広報部、地域活動部、厚生部に分かれ、その任務は次の通りである。
1. 教 養 部 学級委員、学年正副委員長で構成し、会員の研修、教養活動 の推進に当たる。
 2. 広 報 部 学級委員、学年正副委員長で構成し、会員の情報伝達、意見交換活動の推進に当たる。
 3. 地域活動部 地域委員、地域正副委員長で構成し、教育環境整備並びに、会員相互の理解と親睦を図ると共に、児童の育成活動推進に当たる。
 4. 厚 生 部 学級委員、学年正副委員長で構成し、児童との交流を図る活動を企画し、会員相互の研修及び健康福祉の推進に当たる。
ただし、教職員は、4部に分かれ、それぞれに所属する。
- 第十七条 学年会は、学年会員による研修活動、その他を行う。
- 第十八条 学年委員会は、学年活動の運営を図り、併せて、当該学年を代表し、全体の組織活動へ参加する。
- 第十九条 学級会は、学級会員による研修活動、その他を行う。
- 第二十条 学級委員会は、学級活動の運営を図り、併せて、当該学年を代表し、全体の組織活動へ参加する。
- 第二十一条 必要な場合は、特別委員会を設けることができる。
本委員会の設置は、運営委員会で決める。

(会計)

- 第二十二条 本会の運営費は、会費、その他をもって当てる。
- 第二十三条 会員は、次の会費を納入しなければならない。
1. 年額、3000円
 2. 中途転入者は、第2学期転入者は 2000円
第3学期転入者は、1000円
 3. いったん納入した会費は、返却しない。
- 第二十四条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- (表彰)
- 第二十五条 本会に功労があり、または、模範と認める行為のあった場合は、これを表彰することができる。
- (慶弔)
- 第二十六条 本会員中、不幸のあった場合は慶弔金を贈る。
慶弔の方法は細則に定める。

(付則)

第二十七条 本会則は1977年4月1日より実施する。

第二十八条 本会の運営に必要な細則は、別に定める。

(改正)

1. 本会則の第二十三条を改正し、1982年4月1日より実施する。
2. 本会則の第六条、第十六条、第二十二条及び第二十九条を改正し、1984年4月26日より実施する。
3. 本会則の第六条、第十六条を改正し、1992年4月24日より実施する。
4. 本会則の第六条、第十六条を改正し、1995年4月21日より実施する。
5. 本会則の第六条を改正し、2000年4月21日より実施する。
6. 本会則の第六条を改正し、2002年4月22日より実施する。
7. 本会則の第六条を改正し、2004年4月21日より実施する。
8. 本会則の第二十三条を改正し、2005年4月19日から実施する。
9. 本会則の第七条を改正し、2007年4月18日から実施する。
10. 本会則の第七条 7項を改正し、2009年5月1日より実施する。
11. 本会則の第七条 7項を改正し、2011年5月12日より実施する。
12. 本会則の第七条 7項を改正し、2013年4月26日より実施する。
13. 本会則の第七条を改正し追加する。2014年4月28日より実施する。
14. 本会則の第六条を改正し追加する。2021年4月30日より実施する。
15. 本会則の第七条を改正し追加する。2021年4月30日より実施する。

駅家小学校PTA細則

1. 各地域正副委員長は、地域内の会長名簿を作成し、会員数の確認の上、会費集金台帳とする。一部は事務局へ提出する。
2. 地域委員の中から、地域活動部所属（20名）を構成する。
内訳は、別表1の通りとする。
3. 学級委員は、各学級毎に教養部、広報部、厚生部を各1名ずつとする。
4. 副会長は、男女の構成を考慮して選出すること。
5. 参与は校長とする。
6. 幹事の内、2名は教頭及び教職員代表とする。
7. 本部役員を2年続けてされた方は、永久に本部役員及びクラス役員を免除する。
8. 1児童につき、本部役員または学級役員を1回経験した方は、当該児童については、本部役員及び学級役員を永久に免除する。
9. 慶弔額については、別表2の通りとする。
10. 本細則の改正については、評議委員会、または、運営委員会において審議決定する。
11. 会費徴収時に関わって、事故が生じた場合は、駅家小学校PTA特別会計をもってこれに充てる。
12. 本細則の実施は1977年4月1日より施行する。
(改正)
 1. 1984年4月26日より、一部を改正し、施行する。
 2. 1992年4月24日より、一部を改正し、施行する。
 3. 1995年4月21日より、一部を改正し、施行する。
 4. 1997年4月19日より、一部を改正し、施行する。
 5. 2000年4月21日より、一部を改正し、施行する。
 6. 2002年4月22日より、一部を改正し、施行する。
 7. 2007年4月18日より、一部を改正し、施行する。
 8. 2008年4月17日より、一部を改正し、施行する。
 9. 2010年5月 7日より、一部を改正し、施行する。
 10. 2011年5月12日より、一部を改正し、施行する。
 11. 2013年4月26日より、一部を改正し、施行する。
 12. 2017年4月28日より、一部を改正し、施行する。
 13. 2021年4月30日より、一部を削除し、施行する。

〈別表１〉

地域名	坊寺	江良	倉光	中島東	万下①	万下②	万能倉南	市営	学区外	計
部員数	2	2	2	2	3	3	2	2	2	20

〈別表２〉

記念品料

区 分	金 額
本校職員として在職１年未満の場合	2000円
本校職員として在職１年の場合	3000円
本校職員として在職１年を超える場合 (端数は切り上げる)	(超える年数×1000円)に 3000円を加算した額

〈別表３〉

弔慰金

区 分	金 額	
本校児童死亡の場合	15000円	生花 (一鉢)
本校児童の保護者(その配偶者を含む)死亡の場合	10000円	
本校職員死亡の場合	10000円	
本校職員の配偶者の死亡の場合	10000円	弔電